

## 被爆者援護法第1条第3号に係る審査方針の運用のガイドライン

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）第1条第3号に係る審査方針（以下「審査方針」という。）1について
  - (1) 法第1条第3号に係る審査方針（以下「審査方針」という。）の1の(1)の「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」について  
次の環境（屋外を除く。）を「被爆して負傷した者が多く集合していた環境」に該当するものとする。
    - ア 15名以上の被爆して負傷した者が収容されている収容施設等
    - イ 5名以上の被爆して負傷した者が収容されている病室等（出入口以外は壁等で閉ざされ、比較的狭小な部屋等として独立している空間に限る。）
  - (2) 審査方針の1の(1)の「相応の時間とどまった」について  
次の場合を「相応の時間とどまった」に該当するものとする。
    - ア 2日以上収容施設等にいたことが確認できる場合
    - イ 1日であっても午前及び午後に収容施設等にいたことが確認できる場合
  - (3) 審査方針の1の(1)及び(2)における「(1)に該当する者と同程度以上の被爆状況」について  
被爆して負傷した者と1日当たり5名以上の接触が認められる場合を「(1)に該当する者と同程度以上の被爆状況」に該当するものとする。
- 2 審査方針2について  
次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者は、法第1条第3号に該当すると認めることとする。
  - (1) 次の要件のいずれにも該当する者
    - ア 黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること。  
※ 申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱う。
    - イ 黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が「原告」と同じような事情にあったと確認できること
  - (2) 健康管理手当の認定要件となる11種類の障害のいずれかを伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下「11種類の障害を伴う疾病」という。）にかか

っている者

※ 11種類の障害を伴う疾病にかかっている者とは、申請に基づく審査において、現に11種類の障害を伴う疾病にかかっていることが確認できる者をいう。ただし、過去に白内障の手術を受けたことが確認できる者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなして取り扱う。

### 3 個別の審査について

(1) 次の場合を個別の審査を行う対象とする。

ア 海上被爆の場合

イ その他上記1及び2の運用により審査方針の1及び2に該当しない場合

(2) 個別の審査は、申請者の被爆の状況を総合的に勘案して判断するものとする。